

県南広域振興局長告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和3年2月5日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 路線名 一関北上線
- 2 供用開始の区間
  - (1) 一関市中里字上大林551番地先から川辺字柵瀬547番地先まで
  - (2) 一関市川辺字柵瀬547番地先内
  - (3) 一関市川辺字柵瀬547番地先から537番地先まで
- 3 供用開始の期日 令和3年2月5日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
  - (2) 期間 令和3年2月5日から同年3月5日まで